

# 令和7年度 只見町入園・入所のご案内



令和7年度中に満1歳を迎えるお子さんで年度途中の入所を希望される方も、今回の申し込みが必要です。  
(出産前でも申し込みが可能です。)

この案内には、教育・保育が必要な教育・保育給付認定、入園・入所申請に関する手続き、必要書類について記載しておりますので、町内の保育関係施設への入園・入所を希望される方は、この資料をよくお読みいただきお申込みください。

また、この冊子は入園・入所説明会でも使用しますので大切に保管してください。

**《令和7年度一斉募集 入園・入所申込期間》**

**令和6年12月2日（月）から**

**令和6年12月26日（木）まで**

只見町認定こども園及び町立保育所



## ～ 令和7年度只見町入園・入所のご案内 目次 ～

<b>1. 保育関係施設への申し込み等について</b>	
(1) 入園・入所資格と認定区分	3ページ
(2) 保育を必要とする事由(2号・3号認定)	4～5ページ
(3) 入園・入所申込み手続き	5～6ページ
<b>2. 保育料について</b>	6ページ
<b>3. 入園・入所の決定</b>	6ページ
<b>4. 利用できる時間について</b>	
(1) 開園・開所時間について	7ページ
(2) 延長保育について	7ページ
(3) 延長保育の利用手続きについて	7ページ
(4) 延長保育料の納付について	8ページ
(5) 休園日・休所日について	8ページ
<b>5. 利用の休止や終了について</b>	
(1) 利用の終了(退園・退所)について	8ページ
(2) 休園・休所について	8ページ
<b>6. 年度途中の変更について</b>	8ページ
<b>7. その他</b>	
(1) 「すこやか広場」について	8ページ
(2) 「一時預かり事業」について	9ページ
(3) 「一時預かりサービス事業～こもりっこ～」について	9ページ



# 1. 保育関係施設への申し込み等について

## (1) 入園・入所資格と認定区分

令和7年4月から認定こども園が開園することに伴い、1号認定も認定区分に加わります。

2・3号認定の保育の必要量は、就労時間等から「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

認定区分	年齢	認定要件	利用できる施設	保育必要量
1号認定	満3歳以上	家庭による養育が可能な場合など、「保育を必要とする事由」に当てはまらない場合	幼稚園 <u>認定こども園</u>	教育標準時間 (最大6時間/日)
2号認定	満3歳以上	「保育を必要とする事由」に当てはまる場合	<u>保育所</u> <u>認定こども園</u>	①保育標準時間 7:30~18:30 (最大11時間/日)
3号認定	満3歳未満		<u>保育所</u> <u>認定こども園</u>	②保育短時間 8:30~16:30 (最大8時間/日)

※認定の有効期間は、保育を必要とする事由により異なります。

※保育必要量の区分については、保育を必要とする事由及び提出書類等により区分されます。

※次に該当する場合は、優先的に入園・入所することができます。

- ・ひとり親家庭である
- ・子どもに障がいがある
- ・生活保護世帯である
- ・育児休業明けである
- ・生計中心者が失業している
- ・兄弟が同一のこども園・保育所を利用している



(2) 保育を必要とする事由（2号・3号認定）

入園・入所できる児童の内、2号または3号に認定される児童とは、只見町内に居住し、満1歳から小学校就学前の児童で、その保護者等が下記の保護者の状況に該当するものです。なお、下記に該当せず、教育を希望する児童につきましては1号認定となります。

保護者の状況	保育の必要性の基準・提出書類	認定の有効期間・保育必要量
就労	<p>フルタイムのほかパートタイム、夜間、居宅内労働、農業従事を含む日常の家事以外の仕事を月48時間以上していること。</p> <p>入園・入所日から就労することが確定している内定者の方も含む。</p> <p>季節により就労先が変更となる場合は、その都度就労証明書の提出が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書</li> </ul>	<p>最長3年間（就学前まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月120時間以上 →保育標準時間</li> <li>・月48時間～120時間未満 →保育短時間</li> </ul>
妊娠 出産	<p>妊娠中であるか出産後間がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする事由の申立書</li> <li>・母子手帳等出産予定日がわかるもの</li> </ul>	<p>産前8週から、産後8週の翌日が属する月の末日まで</p> <p>※それ以降、保護者が就労せず在宅の場合、すでに保育所を利用している3歳未満の児童についての入所は認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育標準時間（短時間も可）</li> </ul>
疾病 障がい	<p>保護者が病気や負傷あるいは心身に障がいがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする事由の申立書</li> <li>・医師の診断書または障害者手帳の写し</li> </ul>	<p>最長3年間（就学前まで）</p> <p>入院（通院）の場合、医師の診断書に記載の入院（通院）の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育短時間</li> </ul>
介護 看護	<p>病気や心身障がい者である同居親族を常時介護・看護している場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする事由の申立書</li> <li>・医師の診断書または障害者手帳、介護保険証の写し</li> </ul>	<p>最長3年間（就学前まで）</p> <p>入院（通院）の付添看護が必要な場合、医師の診断書に記載された入院（通院）の期間。</p>

災害復旧	災害や風水害、震災などの復旧にあたって いる。 ・保育を必要とする事由の申立書 ・罹災証明書	最長3年間（就学前まで） 災害復旧を必要とする期間 ・保育標準時間（短時間可）
求職活動	求職活動を継続して行っている。 （起業の準備を含む） ・保育を必要とする事由の申立書 ・ハローワークの登録証等	入園・入所の日から90日間 90日が経過し就労が決まってい ない場合は、1号認定への認定変更 または退所（研修等で越える場合の み再認定が可能） ・保育短時間
就学	学校、職業訓練校等に在籍中。 ・保育を必要とする事由の申立書 ・在学証明書等	卒業、修了予定日が属する日の末日 まで
育児休業	育児休業取得中に、すでに保育所を利用 している児童がいて、継続して利用が必 要な場合。 ・就労証明書	育児休業の期間 ・保育短時間
その他	町長が必要と認める場合。	必要と認める期間

### （3）入園・入所申込み手続き

#### ①申込受付期間

一斉入園・入所：令和6年12月2日（月）～令和6年12月26日（木）

※令和6年12月27日（金）～令和7年3月31日（月）に  
出生予定で入所を希望される方は、出産前でもお申し込みが可能です。

随時入園・入所：原則、入園・入所の前月20日まで受付（翌月1日入所）

※審査に時間を要する場合がありますので、早めの申し込みをお願いいたし  
ます。入園・入所基準を満たさない場合や、入園・入所希望者に対し保育  
士の人数が不足する場合など、入園・入所できない場合もあります。

#### ②提出（受付）場所

- ・只見町教育委員会      (☎ 82-5320)
- ・只見保育所              (☎ 82-2219)
- ・朝日保育所              (☎ 84-2038)
- ・明和保育所              (☎ 86-2249)
- ・町民生活課町民税務係      (☎ 82-5100)
- ・朝日公民館              (☎ 84-2111)
- ・明和公民館              (☎ 86-2111)

### ③提出書類

1) 教育・保育給付認定申請兼入所申込書（初めて入園・入所する児童の場合）

※出産前のお申し込みの場合は、母子手帳の写しを添付ください。

2) 現況届兼継続入園・入所申込書（既に入園・入所している児童の場合 毎年提出）

3) 就労証明書もしくは保育を必要とする事由の証明書（申立書）

※就労証明書は会社（事業所）へ提出し、証明をもらってください。自営業の方はご自身で記入していただくようになります。

※保育を必要とする事由によっては、この他に必要となる書類があります。

申込期間内に就労証明書等の添付書類が間に合わない場合は、先に申込書のみ提出でも構いませんので必ず期間内の提出をお願いいたします。その場合、添付書類は提出が可能になり次第、早急にご提出ください。

## 2. 保育料について

只見町では、令和2年10月より全ての児童の保育料が無料になりました。なお、延長保育料や一時預かり保育料、保育に関わる道具のように実費徴収されていたものについては無償化の対象外となりますのでこれまで通りとなります。

◆只見町では、副食費（おかずやおやつ等）の他、主食費も無償化します。

幼児教育・保育の無償化（国の制度）では、これまで保育料に含まれ、保護者が負担してきた副食費を一部の方を除き実費徴収することとなっていますが、只見町では町独自の子育て世帯の負担軽減対策として、全ての児童の副食費も無償化しています。また、令和7年度からは主食費（ご飯）も無償化します。

## 3. 入園・入所の決定

保育関係施設への入所承諾については、教育委員会において選考基準による審査があり、決定後2月中旬までに「教育・保育給付認定決定通知書」、「利用者負担額決定通知書」をお送りします。

原則、保護者の希望により保育所等を決定しますが、子ども・子育て支援法に基づき、入園・入所要件として「保育の必要性の認定」が必要です。また、保育所等の体制等の都合によっては、第2希望・第3希望の施設への入所となる場合や、途中入所となる年度当初0歳の児童については、入所保留となる場合もありますので、予めご了承ください。



## 4. 利用できる時間について

### (1) 開園・開所時間について

1号認定は月曜日から金曜日、2・3号認定は月曜日から土曜日までとなります。

認定区分	保育必要量	利用可能時間
1号認定	教育標準時間	9:00~15:00 (6時間)
2号・3号認定	保育標準時間	7:30~18:30 (11時間)
	保育短時間	8:30~16:30 (8時間)

※上記の時間内に送り迎えができない場合は、こども園・保育所に必ず連絡してください。

※2・3号認定の方で土曜日に利用される場合は、認定こども園一カ所での預かりとなります。所定の申込書を作成し、利用日前の直近の水曜日までに園または保育所へ提出していただき、当日は園までの送迎をお願いいたします。(1日利用の場合にはお弁当持参となります。) 利用者の無い場合には、休園となります。

### (2) 延長保育について

延長保育とは、保護者の都合により利用可能時間内の送迎が困難な場合に時間を延長してお預かりする事業で、教育標準時間認定及び保育短時間認定の児童が対象となります。

延長保育は下記の4つの時間帯となり保育料は利用区分毎1回100円です。

ただし、延長①、②は送迎バスを利用される方はかかりません。

	利用区分	時間帯	保育料
延長①	午前	7:30~8:30	1回100円(月額上限1,000円)
延長②	午後1種	15:30~16:30	1回100円(月額上限1,000円)
延長③	午後2種	16:30~17:30	1回100円(月額上限1,000円)
延長④	午後3種	17:30~18:30	1回100円(月額上限1,000円)

※区分毎に利用可能なため、最大月額料金は4,000円になります。

#### 【利用時間の例】

	7:30	8:30	9:00	15:00	15:30	16:30	17:30	18:30
1号認定 (教育標準時間)	延長①	登園	教育標準時間	降園	延長②	延長③	延長④	
2号・3号認定 (保育標準時間)	保育標準時間							
2号・3号認定 (保育短時間)	延長①	保育短時間				延長③	延長④	

### (3) 延長保育の利用手続きについて

事前に「延長保育事業利用申請書」をこども園・保育所に提出してください。ただし、申請がなくても延長保育を利用した場合（タイムカードにより確認）も、延長保育料がかかりますので利用後に申請書の提出が必要となります。

### (4) 延長保育料の納付について

納付書により現金で納付いただきます。利用月の翌月10日ごろに納付書をお届けいたしますので当月末日までお支払いください。

※延長保育は口座振替手続きが出来ませんので納付書での納付をお願いします。

### (5) 休園日・休所日について

	1号認定	2・3号認定
土曜日	毎週休み	事前申し込みにより利用可能
夏季休業	7月21日～8月24日	—
冬季休業	12月24日～1月7日	12月29日～1月3日
学年末休業	3月24日～31日	—
学年始休業	4月1日～5日	—

## 5. 利用の休止や終了について

### (1) 利用の終了（退園・退所）について

転出や家庭の事情、その他の事由で退園・退所されるときは、「退園・退所届」を保育所・こども園に提出していただきます。やむを得ない場合を除き、退園・退所予定日の10日前までにこども園・保育所に提出してください。

### (2) 休園・休所について

感染症やそれ以外の病気や怪我、家庭等のやむを得ない事情などにより、その月を16日（日曜日、休日を除く）以上お休みする場合は、「休園・休所届」を提出してください。なお、長期休業の帰省や保護者の休みとあわせた旅行等は含まれません。

## 6. 年度途中の変更について

入園・入所申込み後に、諸事情により当初の申込み内容に変更が生じた場合（世帯の状況、勤務先、勤務内容等、各種証明内容に変更があった場合）は、教育委員会もしくはこども園・保育所へ速やかにご連絡ください。変更の内容によっては、手続きが必要となります。

## 7. その他

### (1) 「すこやか広場」について

各保育所で「すこやか広場」を開催しています。利用していただくことで、入所前に保育所の様子を知り、集団生活に慣れるよう配慮しています。利用を希望される場合は、事前に希望する保育所へご連絡ください。



- 【曜 日】 月曜日から金曜日（祝日を除く）  
【時 間】 午前9時～午前11時  
【場 所】 各保育所のホールや保育室



(2) 「一時預かり事業」について

こども園・保育所では、原則、只見町に住所がある満1歳以上の就学前児童で、次のいずれかに該当する場合、児童を一時的に保育する事業を行っています。利用を希望される方は、希望する施設へご相談ください。

【該当事由】

- ①保護者の勤務形態・就労等により、断続的に家庭での保育が困難となる場合  
→〔非定期的保育サービス 原則週3日以内〕
- ②保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭等で、緊急一時的に保育が必要となる場合  
→〔緊急保育サービス 原則月7日以内〕
- ③保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担の解消及びその他の私的理由により家庭での保育が困難になる場合  
→〔私的理由保育サービス 原則月2日以内〕

【保育時間】

8：30～16：30 ※4時間以内の場合は、費用負担が1/2になります。

やむを得ず保育時間を超える場合、こども園、保育所または教育委員会までご相談ください。

【費用負担】

○1日1,600円（完全給食）

※利用月の翌月に保育所を通して納付書を配付いたします。

※町外にお住まいの方で里帰り出産などの理由により一時預かりを希望される場合は、只見町教育委員会（☎ 0241-82-5320）までご相談ください。

(3) 「一時預かりサービス事業～こもりっこ～」について

子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と子育ての手助けをしたい人（協力会員）が会員として登録され、地域の中で相互援助活動を行う事業です。

次のような場合に利用することが出来ます。

【利用事由】

- ① こども園、保育所、小学校、放課後こども教室等の送迎
- ② こども園、保育所、小学校等の開始前、終了後の時間の預り
- ③ こども園、保育所、小学校の休業日等の預り
- ④ その他、冠婚葬祭、学校行事、通院時等の預り等、預かりが必要な場合

【対象児童】

本人または父母、祖父母が町内に居住する月齢3ヶ月～小学校終了前の児童

【費用負担】

無料

【申込み先】

只見町教育委員会子ども未来係（☎ 0241-82-5320）へ、利用の1週間前までに申込みいただくことを原則とします。



只見町教育委員会子ども未来係

住 所：〒968-0421

只見町大字只見字町下 2591-30

T E L：0241-82-5320

F A X：0241-82-2337

E-mail：kodomoto@town.tadami.lg.jp